

さくら通信 5月号

2023年5月
No.221

発行

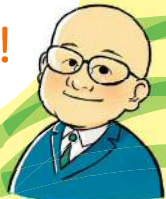
さくら税理士法人

さくら社会保険労務士法人

(株)さくらビジネスサービス

労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

WBC
優勝!!



今年の3月に開催されたワールドベースボールクラシック(WBC)で、見事に日本が優勝いたしました!

普段それほど野球を見ることは無いのですが、国際大会ということで気になり、ちょくちょく見ておりました。メキシコとの準決勝、9回裏のサヨナラヒットは思わず声が出てしまったくらい、興奮してしまいました。やっぱりスポーツはやるのも観るのも面白い!



(孝志洋)

消費税の改正事項(令和5年度税制改正)について

消費税に関連する税制改正事項として、さくら通信3月号において「インボイス発行事業者となる免税事業者の負担軽減について」をお伝えいたしました。今回、その他の重要な改正についても詳しくお伝えいたします。

1. 帳簿のみで仕入税額控除を可能とする6年間の事務負担軽減措置について

以下のイ・ロいずれかに該当する事業者が行う「支払対価の額が税込1万円未満である取引」については、一定の事項が記載された帳簿のみの保存(インボイスの保存は不要)を要件として仕入税額控除が認められます。

- イ. 基準期間(個人は前々年、法人は前々事業年度)における課税売上高が1億円以下である事業者
- ロ. 特定期間(前年または前事業年度開始の日から6ヶ月間)における課税売上高が5,000万円以下である事業者



この改正は、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの6年間に限り、国内において行う課税仕入れについて適用されます。

2. 少額の返還インボイス交付義務の見直し

インボイス制度では、例えば振込手数料を売手負担とし、振込手数料相当額を値引きとして処理する場合にも、「返還インボイス」を発行する必要がありました。

今回の改正で、返品や値引き、取引先に対する販売奨励金の支払いなどに係る税込価額が、1万円未満である場合には、返還インボイスの交付義務が免除されることとなりました。

3. 令和5年10月1日から登録を受けるための手続緩和

令和5年10月1日からインボイス発行事業者になることを希望する事業者は、原則として令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要がありました。

ただし、登録申請書を期日までに提出できなかった「困難な事情」がある場合には、その旨を登録申請書に記載して提出し登録すれば、令和5年10月1日に登録を受けたとみなされる緩和措置が設けられています。

今回の改正では、さらに手続きが緩和され、申請期限後に提出する登録申請書に「困難な事情」の記載がなくてもこの緩和措置が受けられるようになります。

(大寺)

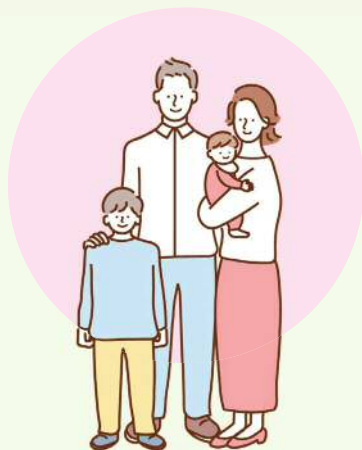
資産税係

生命保険金の受取人をだれにするか②

生命保険は、相続財産の金額を算出する際に、非課税枠(500万円×法定相続人の人数)を使えます。また、保険金の受取人を指定できます。そこで、受取人を誰にするか悩まれる方もいらっしゃると思います。

保険金の受取人が複数いる場合、非課税になる金額は、その受け取る保険金の割合に応じて自動的に分配されます。配偶者が受取人の生命保険金しかなかった場合、配偶者だけに非課税枠が使われます。

相続税の観点で考えますと、配偶者には配偶者の税額軽減(最低でも1億6,000万円まで相続税が非課税)がありますので、子供を受取人として子供に非課税枠を使える方



が一般的には相続税は少なくなりま
す。また、子供を受取人として
で、子供が相続税の支払いに生命保
険金を使うことができるため、相続
税の納税がスムーズになります。
(坂田)

社会保険

中小企業の月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が50%へ

令和5年4月1日から、中小企業においても月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が50%以上に引き上げられました。

※ 月60時間以内の時間外労働は従来通り 25%です。

※ 月60時間の算定には、法定休日労働時間は含みません。

月60時間以内の時間外労働

通常 → 25%以上

深夜(22:00～5:00) → 25+25=50%以上

月60時間を超える時間外労働

通常 → 50%以上

深夜 → 25+50=75%以上

休日労働

通常 → 35%以上

深夜 → 25+35=60%以上

※ 労使協定を締結することにより、引上げ分の割増賃金を支払う代わりに代替休暇を付与することもできます。

勤怠管理システムを導入されている場合は、月60時間を超える時間外労働数を別途集計することが必要となります。

導入されていない場合は、集計もれがないように、集計表に集計欄を追加するなど対応が必要です。

また、就業規則の変更が必要となる場合がある点にもご注意ください。

(竹内拓)

5月の社会保険労務

■ 5月31日

- 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
- 健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)
- 支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届
- 旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届
- 旧国民年金(障害・母子・準母子・遺児・寡婦)受給権者現況届
- 労災年金受給権者(1月～6月誕生月の者)定期報告(労働基準監督署)

※ 児童福祉週間(5日～11日)

5月の税務

■ 5月10日

1. 4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

■ 5月15日

2. 特別農業所得者の承認申請

■ 5月31日

3. 個人の道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の通知
通知方法・・・特別徴収義務者経由、納税義務者へ通知
4. 3月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
5. 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
6. 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

7. 9月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)

8. 消費税の年税額が400万円超の6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>

9. 消費税の年税額が4,800万円超の2月、3月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(1月決算法人は2か月分、個人事業者は3か月分)<消費税・地方消費税>

10. 確定申告税額の延納届出に係る延納税額の納付

11. 自動車税(種別割)の納付 賦課期日・・・4月1日

12. 鉦区税の納付 賦課期日・・・4月1日

■ 5月中において都道府県の条例で定める日

11. 自動車税(種別割)の納付 賦課期日・・・4月1日

12. 鉦区税の納付 賦課期日・・・4月1日



リスマネ委員会 退職する時に使われる保険契約は？

法人が契約している保険を解約して受け取った保険金を、社長が退職するときに退職金の資金とすることがあります。

社長が病気療養のため退職をする場合であっても治療費などの出費は続きます。退職金を現金で受け取る代わりに、法人契約の保険を社長個人の契約に名義変更することも選択肢のひとつです。

その場合、法人が支払っていた保険料を支払う必要がありますが、保険の保障は継続されます。
(さくらビジネス)



会計制度 税効果会計⑩ STEP4 スケジューリング



繰延税金資産の回収可能性を検討するには、一時差異等が将来いつの時点で解消され、課税所得を減らして税額を減少できるか、スケジューリングを行う必要があります。解消が合理的に見積もることができるか否かにより、スケジューリング可能と、スケジューリング不能に分けられます。

スケジューリング可能な一時差異とは、一時差異が解消する時期を合理的に見積もることができるもので、次の(1)または(2)のいずれかの要件を満たしたものをいいます。

- (1) 将来の一定の事実の発生により一時差異の解消が見込まれること
- (2) 会社の意思決定または実施計画により一時差異の解消が見込まれること

(1)は賞与引当金が該当します。賞与引当金は、引当金の計上時点では損金算入が認められません。しかし、賞与を毎期継続して支払っており、翌期も同様に発生すると見込まれるのであれば、賞与の支給という「将来の一定の事実」が発生することにより、一時差異の解消が見込まれ、損金算入が見込まれることになります。

(2)は有価証券評価損が該当します。有価証券評価損は、計上時点において、一定の場合を除き損金算入が認められません。しかし、会社において評価損を計上した当該有価証券の明確な売却計画がある場合、「売却計画の実行」という将来の一定の行為の実施時点に売却損益が実現するため一時差異の解消が見込まれることになります。

次に、スケジューリング不能な一時差異とは、上記の(1)(2)いずれの要件も満たさず、一時差異がどの期に解消するのか、つまり税務上の損金または益金の算入時期が明確でないものをいいます。

例えば土地の減損損失は、売却等に係る意思決定または実施計画等がない場合、スケジューリング不能な一時差異として取り扱います。

スケジューリング不能かどうかの判定は每期見直しが必要であり、税務上の損金算入または益金算入時期が明確となった時点で、その回収可能性の判断により、繰延税金資産が計上できることになります。なお、次回説明します企業分類によっては、例外的な処理が認められています。

最後に、退職給付引当金や減価償却費に係る将来減算一時差異のように、会社が存続する限り長期に渡る将来解消され、将来の税金負担額を軽減する効果を有するものがあります。これらについては、例外的な方法が認められており、企業分類によっては全額回収可能性があるものと取り扱われます。

(孝志西)

法務係 所有者不明土地の解消に向けての法改正④

★ 相続土地国庫帰属制度の創設(令和5年4月27日施行)

相続等によって土地の所有権を取得した相続人が、法務大臣(窓口は法務局)の承認により、土地を手放して国庫に帰属させることを可能とする制度

1. 基本的に、相続や遺贈によって土地の所有権を取得した相続人であれば、申請可能。制度開始前に土地を相続した方でも申請可能だが、売買等によって任意に土地を取得した方や法人は対象とならない。土地が共有地である場合には、相続や遺贈によって持分を取得した相続人を含む共有者全員で申請する必要あり。
2. 申請後、法務局職員等による書面審査や実地調査あり。また、通常の管理又は処分をするに当たって過大な費用や労力が必要となる土地については対象外。(※)

※ 国庫帰属が認められない土地の例

建物、工作物、車両等がある・土壌汚染や埋設物がある・危険な崖がある・境界線が明らかでない・担保権などの権利が設定されている・通路など他人による使用が予定されている等

3. 申請時に審査手数料、国庫への帰属について承認を受けた場合には、負担金(10年分の土地管理費相当額)が必要。

(田中)

小規模事業者向け 納税額が売上税額の2割に軽減？

免税事業者からインボイス発行事業者になった場合の税負担・事務負担を軽減するため、売上税額の2割を納税額となる経過措置が改正により設けられます。

★対象になる方

免税事業者からインボイス発行事業者になった方

(2年前(基準期間)の課税売上が1,000万円以下等の要件を満たす方)

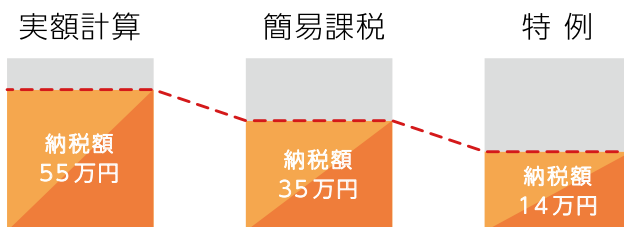
★対象となる期間

令和5年10月1日～令和8年9月30日を含む課税期間

※ 個人事業者は、令和5年10～12月の申告から令和8年分の申告まで対象
消費税の申告を行うためには、通常、経費等の集計やインボイスの保存などが必要となりますが、この特例を適用すれば、所得税・法人税の申告で必要となる売上・収入を税率毎(8%・10%)に把握するだけで、簡単に申告書が作成出来るようになります。
また、事前の届出も不要で、申告時に適用するかどうかの選択が可能です。

事例

- 売上 700万円(税額70万円)※サービス業
- 経費 150万円(税額15万円)
- 実額計算の場合 ➡ $70\text{万円} - 15\text{万円} = 55\text{万円}$
- 簡易課税の場合 ➡ $70\text{万円} - 35\text{万円} \times = 35\text{万円}$
※ $70\text{万円} \times 50\%$ (サービス業のみなし仕入率)
- 特例の場合 ➡ $70\text{万円} \times 2\text{割} = 14\text{万円}$



(大下)



恥はかき捨て⑧ 大学講演部の新人歓迎会!!

正座した畳の前に二つのコップ。右のコップを掛け声に合わせて勢いよく飲み干した。中身はビール。続いて左のコップも勢いよく飲み干した。ビール色だが少し暖かった。暫くしてほぼ意識朦朧となり、先輩にお世話を掛けた。手痛い歓迎行事。ビールとウイスキーと酒を混ぜたものだったらしい。

(竹内)

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....
.....
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品奨励または中傷するものではありません。

発行

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
(株)さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページ: <http://www.skr39.co.jp/>
Eメール: kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL: 088-625-2556
FAX: 088-654-1181